

国立大学法人大阪大学教職員の国際機関等への派遣に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学（以下「大学」という。）に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学教職員就業規則の適用を受ける者（以下「教職員」という。）について、同規則第16条の2第2項の規定に基づき、国際機関等への派遣に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「国際機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 日本国が加盟している国際機関
 - (2) 外国政府の機関
 - (3) 外国の州又は自治体の機関
 - (4) 外国の学校、研究所又は病院
 - (5) その他大学が適当と認める機関
- 2 この規程において「派遣」とは、条約若しくはこれに準ずるものに基づき、又は国際機関等の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、大学が教職員を当該機関に派遣することをいい、教職員がその意思により、知識の習得、資格の取得等を目的として国際機関等の業務に従事するものを含まないものとする。
- 3 この規程において「派遣教職員」とは、国際機関等に派遣された教職員をいう。

(本人の同意)

第3条 教職員を派遣する場合には、本人の同意を得た上で、派遣するものとする。

(勤続期間の通算)

第4条 派遣期間は、これを大学における勤続期間に通算する。

(災害補償)

第5条 派遣教職員の派遣期間中における労働災害に対する補償については、派遣先機関の属する国の法令で定めるところによる。ただし、その補償内容が、国立大学法人大阪大学教職員労働災害補償規程に定める補償内容に満たない場合には、その差額を補填する等必要な措置を講じるものとする。

(復帰後の措置)

第6条 大学は、大学に復帰した教職員が他の教職員と均衡を失することのないよう、適切な措置を講じるものとする。

(実施)

第7条 前6条に定めるほか、国際機関等への派遣の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月24日から施行する。